

被保険者証の発行は、令和6年12月2日で廃止されます。

現行の被保険者証の発行は、令和6年12月2日で廃止され、以降はマイナ保険証(マイナンバーカードの保険証利用)を基本とする仕組みに移行します。

なお、令和6年12月1日までに交付された被保険者証は、住所や負担区分等に変更がない限り有効期限(令和7年7月31日)までこれまでどおりお使いいただけます。

令和6年12月2日(被保険者証の発行廃止)以降に75歳になる方等へ

令和6年12月2日以降に75歳になる方、住所や負担区分に変更があった方、被保険者証を紛失された方等へは、マイナ保険証の有無に関わらず、資格確認書を交付します。※令和7年8月(年次更新)までの間の暫定的な運用です。

病院等を受診する際は、必ず資格確認書を窓口へ提示してください。

資格確認書を病院等の窓口で提示することで、一定の窓口負担で受診することができます。

資格確認書(みほん)

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限	令和7年7月31日
交付年月日	令和6年12月2日
被保険者番号	03084084
住所	うるま市石川石崎1丁目1
氏名	後期 太郎
性別	男
生年月日	昭和23年1月1日
健康保険種別	令和5年1月1日
負担割合	1割
発効期日	令和5年1月1日
期限区分	
発効期日	
特定医療区分	
発効期日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	319472139 沖縄県後期高齢者医療広域連合 印

資格確認書とは

健康保険の資格情報(被保険者番号、負担割合等)が確認できる書類です。資格確認書を医療機関等で提示することで、一定の窓口負担で受診することができます。

お問い合わせ 福祉課 後期高齢者医療担当 TEL:985-7124

日本年金機構からのお知らせ**20歳になったら国民年金**

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。20歳になったら就職していない方、学生も保険料を納めなければなりません。保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が猶予または免除される制度があります。

手続き(免除等)方法などを二次元コードの動画から確認してください。公的年金制度のメリットや国民年金保険料の納付方法および免除・猶予制度について、アニメーションを用いてわかりやすい動画となっています。ぜひ二次元コードまたはURLからご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/hatachi.html>

